



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1119	生活保護法による指定医療機関の廃止	(福祉保健総務課).....	2
1120	生活保護法による指定介護機関の廃止	(").....	2
1121	生活保護法による指定医療機関の辞退	(").....	2
1122	"	(").....	3
1123	指定障害福祉サービス事業者の廃止	(障害福祉課).....	3
1124	大規模小売店舗立地法による田辺市から聴取した意見の概要	(商工振興課).....	3
1125	地方卸売市場の認定	(食品流通課).....	4
1126	基本測量の終了	(技術調査課).....	4
1127	地籍調査の成果の認証	(用地対策課).....	4
1128	"	(").....	5
1129	"	(").....	5
1130	"	(").....	5
1131	"	(").....	6
1132	"	(").....	6
1133	"	(").....	6
1134	"	(").....	7
1135	"	(").....	7
1136	"	(").....	7
1137	"	(").....	8
1138	"	(").....	8
1139	"	(").....	9
1140	"	(").....	9
1141	"	(").....	9
1142	"	(").....	10
1143	"	(").....	10
1144	"	(").....	10
1145	"	(").....	11
1146	"	(").....	11
1147	"	(").....	12
1148	"	(").....	12
1149	道路の区域変更	(道路保全課).....	12
1150	"	(").....	13
1151	道路の供用開始	(").....	13
1152	道路の区域変更	(").....	13
1153	道路の供用開始	(").....	14
1154	"	(").....	14

告 示

和歌山県告示第1119号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和5年10月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
伊薬新 12-26	萩原薬局	伊都郡かつらぎ町佐野185	令和 5. 7. 31
田医新 63-26	栗山医院	田辺市本宮町請川55-18	令和 5. 8. 10
田医新 43-26	高洲小児科	田辺市下屋敷町16-1	令和 5. 8. 31

和歌山県告示第1120号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和5年10月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

届出者の名称	主たる事務所の 所 在 地	指定事業所の 名 称	指定事業所の 所 在 地	サービスの種類	廃 止 年 月 日
社会福祉法人萩原会	伊都郡九度山町大字 河根807番地の64	社会福祉法人萩原会 友愛苑住宅介護支援 事業所	伊都郡九度山町大字 河根807番地の64	居宅介護支援	令和 5. 3. 31
社会福祉法人萩原会	伊都郡九度山町大字 河根807番地の64	社会福祉法人萩原会 友愛苑デイサービス	伊都郡九度山町大字 河根807番地の64	通所介護・介護予 防通所介護	令和 5. 8. 31
社会福祉法人清和福 社会	海草郡紀美野町安井 6-1	美里園真国デイサー ビスセンター	海草郡紀美野町東野 大芝285-1	通所介護・介護予 防通所介護	令和 5. 9. 1

和歌山県告示第1121号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から辞退の届出があったので、次のとおり告示する。

令和5年10月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定 番 号	名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
紀医新 39-26	前尾クリニック	紀の川市桃山町市場341-1	令和 5.9.4

和歌山県告示第1122号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から辞退の届出があったので、次のとおり告示する。

令和5年10月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定 番 号	名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
西医新 33-26	白浜さかた診療所	西牟婁郡白浜町3715-48	令和 5.9.30

和歌山県告示第1123号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和5年10月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの 種 類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	廃 止 年 月 日
3012250 175	町家カフェ上屋 敷二丁目	田辺市上屋敷二丁 目6番7号	就労定着支援	特定非営利活動 法人かたつむり の会	田辺市上屋敷二丁 目6番31号	令和 5.9.30

和歌山県告示第1124号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により田辺市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和5年10月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コメリパワー田辺店

和歌山県田辺市文里一丁目736番55外12筆

2 意見の対象となった届出に係る告示

令和5年和歌山県告示第621号

3 意見の概要

なし

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県西牟婁振興局地域振興部企画産業課（田辺市朝日ヶ丘23-1）

田辺市商工観光部商工振興課（田辺市新屋敷町1番地）

- 5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 令和5年10月3日から同年11月6日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1125号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第13条第1項の規定に基づき次のとおり地方卸売市場の認定をしたので、告示する。

令和5年10月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 開設者の名称及び住所
(1) 名称 株式会社ツジモト
(2) 住所 和歌山市吐前863番地
- 2 地方卸売市場の名称
和歌山花き地方卸売市場
- 3 地方卸売市場の位置及び取扱品目
(1) 位置 和歌山市吐前863番地
(2) 取扱品目 花き
- 4 認定年月日
令和5年9月21日

和歌山県告示第1126号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和5年10月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 作業の種類 基本測量（航空重力測量）
- 2 作業期間 令和5年4月1日から同年7月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県内全域

和歌山県告示第1127号

和歌山県和歌山市府中の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和5年10月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期
令和3年4月1日から令和5年2月24日まで
- 3 成果の名称
和歌山県和歌山市府中の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県和歌山市府中の一部地区
- 5 認証年月日
令和5年9月21日

和歌山県告示第1128号

和歌山県和歌山市狐島の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和5年10月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期
令和3年4月1日から令和5年2月13日まで
- 3 成果の名称
和歌山県和歌山市狐島の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県和歌山市狐島の一部地区
- 5 認証年月日
令和5年9月21日

和歌山県告示第1129号

和歌山県田辺市下川上の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和5年10月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
令和3年2月22日から令和5年2月13日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市下川上の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市下川上の一部地区
- 5 認証年月日
令和5年9月21日

和歌山県告示第1130号

和歌山県田辺市西大谷の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和5年10月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
令和3年4月1日から令和5年2月20日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市西大谷の一部地区の地籍図及び地籍簿

- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市西大谷の一部地区
- 5 認証年月日
令和5年9月21日

和歌山県告示第1131号

和歌山県田辺市本宮町檜葉の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和5年10月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
令和3年4月1日から令和5年1月30日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市本宮町檜葉の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市本宮町檜葉の一部地区
- 5 認証年月日
令和5年9月21日

和歌山県告示第1132号

和歌山県田辺市秋津川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和5年10月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
令和3年4月1日から令和5年2月10日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市秋津川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市秋津川の一部地区
- 5 認証年月日
令和5年9月21日

和歌山県告示第1133号

和歌山県紀の川市竹房・黒土の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和5年10月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県紀の川市

- 2 調査を行った時期
令和4年4月1日から令和5年3月13日まで
- 3 成果の名称
和歌山県紀の川市竹房・黒土の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県紀の川市竹房・黒土の各一部地区
- 5 認証年月日
令和5年9月21日

和歌山県告示第1134号

和歌山県伊都郡九度山町大字慈尊院の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

令和5年10月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡九度山町
- 2 調査を行った時期
令和2年5月26日から令和5年3月16日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡九度山町大字慈尊院の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡九度山町大字慈尊院の一部地区
- 5 認証年月日
令和5年9月21日

和歌山県告示第1135号

和歌山県日高郡みなべ町熊瀬川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

令和5年10月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡みなべ町
- 2 調査を行った時期
令和2年5月26日から令和5年3月6日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡みなべ町熊瀬川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡みなべ町熊瀬川の一部地区
- 5 認証年月日
令和5年9月21日

和歌山県告示第1136号

和歌山県日高郡みなべ町熊瀬川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

0号) 第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和5年10月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡みなべ町
- 2 調査を行った時期
令和3年4月1日から令和5年3月6日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡みなべ町熊瀬川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡みなべ町熊瀬川の一部地区
- 5 認証年月日
令和5年9月21日

和歌山県告示第1137号

和歌山県日高郡みなべ町東神野川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和5年10月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡みなべ町
- 2 調査を行った時期
令和3年3月5日から令和5年3月7日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡みなべ町東神野川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡みなべ町東神野川の一部地区
- 5 認証年月日
令和5年9月21日

和歌山県告示第1138号

和歌山県日高郡日高川町大字寒川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和5年10月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期
令和3年2月2日から令和5年3月17日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡日高川町大字寒川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡日高川町大字寒川の一部地区
- 5 認証年月日

令和5年9月21日

和歌山県告示第1139号

和歌山県日高郡日高川町大字串本の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和5年10月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期
令和3年4月1日から令和5年3月17日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡日高川町大字串本の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡日高川町大字串本の一部地区
- 5 認証年月日
令和5年9月21日

和歌山県告示第1140号

和歌山県和歌山市中之島の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和5年10月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期
令和3年4月1日から令和5年3月10日まで
- 3 成果の名称
和歌山県和歌山市中之島の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県和歌山市中之島の一部地区
- 5 認証年月日
令和5年9月21日

和歌山県告示第1141号

和歌山県和歌山市中之島・黒田・納定の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和5年10月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期
令和3年4月1日から令和5年1月20日まで

- 3 成果の名称
和歌山県和歌山市中之島・黒田・納定の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県和歌山市中之島・黒田・納定の各一部地区
- 5 認証年月日
令和5年9月21日

和歌山県告示第1142号

和歌山県和歌山市善明寺・園部の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。
令和5年10月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期
令和3年4月1日から令和5年3月6日まで
- 3 成果の名称
和歌山県和歌山市善明寺・園部の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県和歌山市善明寺・園部の各一部地区
- 5 認証年月日
令和5年9月21日

和歌山県告示第1143号

和歌山県御坊市名田町野島の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。
令和5年10月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県御坊市
- 2 調査を行った時期
令和3年4月1日から令和5年3月17日まで
- 3 成果の名称
和歌山県御坊市名田町野島の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県御坊市名田町野島の一部地区
- 5 認証年月日
令和5年9月21日

和歌山県告示第1144号

和歌山県御坊市名田町上野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。
令和5年10月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県御坊市
- 2 調査を行った時期
令和3年4月1日から令和5年3月6日まで
- 3 成果の名称
和歌山県御坊市名田町上野の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県御坊市名田町上野の一部地区
- 5 認証年月日
令和5年9月21日

和歌山県告示第1145号

和歌山県有田郡有田川町大字上湯川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

令和5年10月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期
令和2年5月26日から令和4年10月31日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡有田川町大字上湯川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡有田川町大字上湯川の一部地区
- 5 認証年月日
令和5年9月21日

和歌山県告示第1146号

和歌山県有田郡有田川町大字吉原の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

令和5年10月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡有田川町
 - 2 調査を行った時期
令和2年5月26日から令和5年3月13日まで
 - 3 成果の名称
和歌山県有田郡有田川町大字吉原の一部地区の地籍図及び地籍簿
 - 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡有田川町大字吉原の一部地区
 - 5 認証年月日
令和5年9月21日
-

和歌山県告示第1147号

和歌山県日高郡みなべ町西本庄の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和5年10月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡みなべ町
- 2 調査を行った時期
令和3年4月1日から令和5年3月8日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡みなべ町西本庄の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡みなべ町西本庄の一部地区
- 5 認証年月日
令和5年9月21日

和歌山県告示第1148号

和歌山県日高郡みなべ町晩稲の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和5年10月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡みなべ町
- 2 調査を行った時期
令和3年3月5日から令和5年3月7日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡みなべ町晩稲の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡みなべ町晩稲の一部地区
- 5 認証年月日
令和5年9月21日

和歌山県告示第1149号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年10月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 御坊由良線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考

日高郡日高町大字小浦字小浦後 865番6地先から同町大字方杭字 南谷114番5地先まで	旧	6.90 } 17.20	94.00	
---	---	--------------------	-------	--

和歌山県告示第1150号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年10月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 井関御坊線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡日高町大字原谷字下垣内 227番6地先から同町大字原谷字 下垣内233番地先まで	旧	5.30 } 8.30	80.00	
同上	新	9.70 } 16.60	80.00	

和歌山県告示第1151号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年10月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 井関御坊線

供用開始の区間 日高郡日高町大字原谷字下垣内227番6地先から同町大字原谷字下垣内233番地先まで

供用開始の期日 令和5年10月3日

和歌山県告示第1152号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年10月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 井関御坊線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡日高町大字原谷字岩ノ谷75番7地先から同町大字原谷字岩ノ谷52番1地先まで	旧	5.80 } 10.80	199.90	
同上	新	9.30 } 14.00	199.40	

和歌山県告示第1153号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年10月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 井関御坊線

供用開始の区間 日高郡日高町大字原谷字岩ノ谷75番7地先から同町大字原谷字岩ノ谷52番1地先まで

供用開始の期日 令和5年10月3日

和歌山県告示第1154号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年10月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 井関御坊線

供用開始の区間 日高郡日高町大字萩原字柳谷1850番1地先から同町大字萩原字露谷1387番1地先まで

供用開始の期日 令和5年10月3日